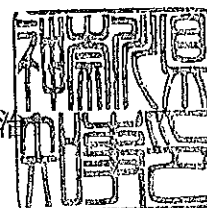


水第 1599 号
令和 4 年 9 月 14 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐滄



内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更認可について (諮問)

このことについて、別添写しのとおり、早川河川漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



内共第 4 号第 5 種共同漁業種遊漁規則 新旧対照表

早川河川漁業協同組合

内共第 4 号第 5 種共同漁業種遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新		旧																			
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(遊漁料の納付業務等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第 3 条 1～3 略</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(遊漁料の納付業務等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第 3 条 1～3 略</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじま す、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域</td> <td>3 月 1 日より 5 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地区先前田橋下流端までの区域</td> <td>10 月 15 日より 1 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじま す、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで	にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地区先前田橋下流端までの区域	10 月 15 日より 1 月 31 日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじま す、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域</td> <td>3 月 1 日より 5 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地区先前田橋下流端までの区域</td> <td>10 月 15 日より 12 月 31 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじま す、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで	にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地区先前田橋下流端までの区域	10 月 15 日より 12 月 31 日まで
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																			
やまめ、にじま す、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで																			
にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地区先前田橋下流端までの区域	10 月 15 日より 1 月 31 日まで																			
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																			
やまめ、にじま す、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで																			
にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地区先前田橋下流端までの区域	10 月 15 日より 12 月 31 日まで																			
<p>(遊漁期間)</p> <p>第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。 なおこの漁場区域においては漁場管理上日没 1 時間後から日の出 1 時間前までの間は遊漁を禁止する。 ただし、宮城野地域においては日没 1 時間後から午前 5 時の間は遊漁を禁止する。</p>	<p>(遊漁期間)</p> <p>第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。 なおこの漁場区域においては漁場管理上日没 1 時間後から日の出 1 時間前までの間は遊漁を禁止する。 ただし、宮城野地域においては日没 1 時間後から午前 5 時の間は遊漁を禁止する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア) 魚 種</th> <th>(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ</td> <td>3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 10 月 14 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 12 月 31 日まで ただし、箱根町宮城野地先 3 号えん堤天端下流端から 10 号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先 3 号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び 10 月 15 日から 2 月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	(ア) 魚 種	(イ) 期 間	やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 10 月 14 日まで	にじます	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 12 月 31 日まで ただし、箱根町宮城野地先 3 号えん堤天端下流端から 10 号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先 3 号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び 10 月 15 日から 2 月末日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア) 魚 種</th> <th>(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ</td> <td>3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 10 月 14 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 12 月 31 日まで ただし、箱根町宮城野地先 3 号えん堤天端下流端から 10 号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先 3 号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び 10 月 15 日から 2 月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	(ア) 魚 種	(イ) 期 間	やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 10 月 14 日まで	にじます	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 12 月 31 日まで ただし、箱根町宮城野地先 3 号えん堤天端下流端から 10 号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先 3 号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び 10 月 15 日から 2 月末日まで						
(ア) 魚 種	(イ) 期 間																				
やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 10 月 14 日まで																				
にじます	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 12 月 31 日まで ただし、箱根町宮城野地先 3 号えん堤天端下流端から 10 号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先 3 号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び 10 月 15 日から 2 月末日まで																				
(ア) 魚 種	(イ) 期 間																				
やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 10 月 14 日まで																				
にじます	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め公表する日から 12 月 31 日まで ただし、箱根町宮城野地先 3 号えん堤天端下流端から 10 号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先 3 号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び 10 月 15 日から 2 月末日まで																				

あゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
うぐい	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から12月31日まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から12月31日まで
こい	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から12月31日まで

2. 前項の公示は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

(禁止区域)
第5条 略

(全長の制限)
第6条 略

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき(店売り)また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1日	店売り 1,800円
		1年	現場売り 2,000円
			10,000円

2. 略

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の遊漁料を受けたときは別記様式1の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

(新設)

2. 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)
第9条 略

あゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
うぐい	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から12月31日まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から12月31日まで
こい	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から12月31日まで

2. 前項の公示は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

(禁止区域)
第5条 略

(全長の制限)
第6条 略

(遊漁料の額および納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。))において納付するとき(一般売り)また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1日	一般売り 1,800円
		1年	現場売り 2,000円
			10,000円

2. 略

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の遊漁料を受けたときは別記様式1の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2. オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前規定にかかわらず別紙様式2とする。

3. 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)
第9条 略

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に必要なる指示を行ふことが出来る。
- 2. 漁場監視員は別紙様式3の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)
第11条 略

別紙様式

様式1：紙の遊漁承認証

遊 漁 承 認 証

(注意事項)

No.	年度	写真 貼付	
住所		魚種 漁具・漁法 遊漁料	
氏名		才	

承認期間
遊漁区域
(第4号区域)

発行者 早川河川漁業協同組合 印

No.

日 釣 遊 漁 承 認 証
一 般 記

下記の通り遊漁を承認します。

遊漁者	住所 氏名	年齢	才
承認 期日		当日 限り	

魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料

発 行 者 早川河川漁業協同組合 印

(注 意 事 項)

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に必要なる指示を行ふことが出来る。
- 2. 漁場監視員は別紙様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)
第11条 略

別紙様式

様式1：紙の遊漁承認証

遊 漁 承 認 証

(注意事項)

No.	年度	写真 貼付	
住所		魚種 漁具・漁法 遊漁料	
氏名		才	

承認期間
遊漁区域
(第4号区域)

発行者 早川河川漁業協同組合 印

No.

日 釣 遊 漁 承 認 証
一 般 記

下記の通り遊漁を承認します。

遊漁者	住所 氏名	年齢	才
承認 期日		当日 限り	

魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料

発 行 者 早川河川漁業協同組合 印

(注 意 事 項)

様式2：電子遊漁承認書

年間承認証 年 / 月 / 日 ~ 年 / 月 / 日 住所 氏名 承認料金 取次者 承認区域 承認事項 申請 承認 承認区域 承認事項 申請 承認 承認区域 承認事項 申請 承認 承認区域 承認事項	写真 年 / 月 / 日 住所 氏名 承認料金 取次者 承認区域 承認事項 申請 承認 承認区域 承認事項 申請 承認 承認区域 承認事項	日釣承認証 年 / 月 / 日 住所 氏名 承認料金 取次者 承認区域 承認事項 申請 承認 承認区域 承認事項 申請 承認 承認区域 承認事項
--	--	---

(新設)

様式3：監視員証

漁場監視員証 No. 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。 氏名 (才) 住所 有効期間 発行者 早川河川漁業協同組合 印
--

様式2：監視員証(別紙)

漁場監視員証 No. 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。 氏名 (才) 住所 有効期間 発行者 早川河川漁業協同組合 印
--

附 則

- この規則は平成25年9月1日から施行する。
- この規則は平成30年1月1日から施行する。
- この規則は令和3年6月1日から施行する。
- この規則は令和4年 月 日から施行する。

附 則

- この規則は平成25年9月1日から施行する。
 - この規則は平成30年1月1日から施行する。
 - この規則は令和3年6月1日から施行する。
- (新設)